

## 令和5年第1回広尾町議会定例会 第2号

令和5年3月3日（金曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 議案第35号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第12号）について
- 4 議案第36号 令和4年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第3号）について
- 5 議案第37号 令和4年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）について
- 6 議案第38号 令和4年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第6号）について
- 7 議案第39号 令和4年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第6号）について
- 8 議案第40号 令和4年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第6号）について
- 9 議案第41号 令和4年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）について
- 10 議案第42号 令和4年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 11 議案第43号 令和4年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第3号）について
- 12 議案第44号 令和4年度広尾町水道事業会計補正予算（第5号）について
- 13 議案第54号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第13号）について
- 14 議案第45号 令和5年度広尾町一般会計予算について
- 15 議案第46号 令和5年度広尾町港湾管理特別会計予算について
- 16 議案第47号 令和5年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 17 議案第48号 令和5年度広尾町介護保険特別会計予算について
- 18 議案第49号 令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計予算について
- 19 議案第50号 令和5年度広尾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 20 議案第51号 令和5年度広尾町病院事業債管理特別会計予算について
- 21 議案第52号 令和5年度広尾町水道事業会計予算について
- 22 議案第53号 令和5年度広尾町下水道事業会計予算について

### ○出席議員（12名）

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1番 松田 健司   | 2番 浜野 隆   |
| 3番 萬亀山 ちず子 | 4番 前崎 茂   |
| 5番 北藤 利通   | 6番 志村 國昭  |
| 7番 星加 廣保   | 9番 渡辺 富久馬 |
| 10番 小田 雅二  | 11番 旗手 恵子 |
| 12番 山谷 照夫  | 13番 堀田 成郎 |



建設水道課長補佐	三	上	昌	樹
建設水道課長補佐	川	崎	幸	一
兼下水終末処理センター長	寺	井		真
港湾課長	安	岡	伸	弘
港湾課長補佐	須	田	圭	一

〈教育委員会〉

教 育 長	菅	原	康	博
管 理 課 長	山	畑	裕	貴
管 理 課 長 補 佐	三	浦	弘	樹
学校給食センター所長	山	岸	達	也
社 会 教 育 課 長	沖	田	一	美
兼 図 書 館 長	沖	田	一	美
兼 海 洋 博 物 館 長	沖	田	一	美

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻	田	廣	行
併 書 記 長	山	岸	直	宏

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大	林		忠
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈公平委員会〉

委 員 長	鈴	木	孝	俊
併 書 記 長	山	岸	直	宏

〈農業委員会〉

会 長	今	村	弘	美
事 務 局 長	森	谷		亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白	石	晃	基
事 務 局 次 長	佐	藤	直	美
総 務 係 主 事	浅	野	愛	海

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、浜野隆議員、12番、山谷照夫議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。

3月2日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。

また、町長から議案1件を受理しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第35号～日程第12 議案第44号

1、議長（堀田） 日程第3、議案第35号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第12号）についてから日程第12、議案第44号 令和4年度広尾町水道事業会計補正予算（第5号）についてまでの10件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第35号から議案第44号 令和4年度広尾町水道事業会計補正予算（第5号）まで、一括して提案説明申し上げます。

今回の補正の主な内容であります。確定見込みによる事業費の整理及び施設の光熱水費の追加であります。

初めに、議案第35号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億6,901万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を79億4,153万8,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、繰越明許費の補正でありまして、繰越明許費の追加を第2表でお示しをするものであ

ります。

第3条は、債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の変更及び廃止を第3表でお示しをするものであります。

第4条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第4表でお示しをするものであります。次、67ページであります。

第2表、繰越明許費の追加であります。

事業名、汚水処理下水道建設負担金ほか1件について繰越明許費の設定をいたしたいとするものであります。

第3表、債務負担行為の変更であります。

事項といたしまして、山ブンベ集会所指定管理者管理委託料ほか17件について限度額の変更をするものであります。

次に、債務負担行為の廃止であります。

事項といたしまして、山ブンベ集会所指定管理者管理委託料につきましては、管理運営方法を委託から直営に変更するため、廃止するものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策漁業者支援活力資金利子補給につきましては、借入実績がなかったため、廃止するものであります。

次、第4表であります。地方債補正の変更であります。

限度額の変更でありまして、緊急防災・減災事業債ほか1件につきまして、事業の確定見込みにより整理を行うものであります。

町債の合計から6,450万円を減額し、4億7,807万9,000円とするものであります。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、総務課長より補足説明をいたさせます。

次に、議案第36号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ609万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,151万6,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものであります。

内容は、事業の確定見込みによる歳入歳出の整理であります。

続きまして、議案第37号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ361万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億3,620万4,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。補正の内容は、事業の確定見込みによる歳入歳出の整理であります。

次、76ページの第2表であります。

地方債補正の変更であります。

簡易水道事業債ほか2件につきまして、事業費の確定見込みによる減額であります。

町債の合計から190万円を減額し、5,690万円とするものであります。

次に、議案第38号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,026万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億5,758万4,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。補正の内容は、事業の確定見込みによる歳入歳出の整理であります。

80ページであります。

第2表、地方債補正の変更であります。

公共下水道事業債ほか3件につきまして、事業費の確定見込みによる減額であります。

町債の合計から200万円を減額し、5,140万円とするものであります。

続きまして、議案第39号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,480万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億1,670万円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

補正の内容は、事業の確定見込みによる歳入歳出の整理であります。

続きまして、議案第40号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,908万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億5,103万2,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

内容につきましては、確定見込みによる歳入歳出の整理であります。

続きまして、議案第41号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ569万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億5,933万1,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

内容につきましては、確定見込みによる歳入歳出の整理であります。

続きまして、議案第42号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ301万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億2,516万円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

内容につきましては、確定見込みによる歳入歳出の整理であります。

続きまして、議案第43号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ40万円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,601万2,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

補正の内容は、事業の確定見込みによる歳入歳出の整理であります。

次、96ページの第2表であります。

地方債補正の変更であります。

病院事業債ほか1件につきましては、事業費の確定見込みによる減額であります。

町債の合計から40万円を減額し、1,440万円とするものであります。

続きまして、議案第44号についてであります。

第1条は、令和4年度広尾町水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、事業の確定見込みによる整理であります。

第3条の資本的支出であります。予算第4条本文括弧書き中をおのおの改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するとするものであります。事業の確定見込みによる減額であります。

第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費であり

まして、20万円を減額するものであります。

以上、議案第35号から議案44号までの補正予算についての提案理由の説明とさせていただきます。  
議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

山岸総務課長。

1、総務課長（山岸） それでは、一般会計補正予算（第12号）について、事項別明細書により説明いたします。

初めに、本補正予算は、確定見込みによる補正、燃料費、電気料は単価料金上昇に伴う追加、人件費の整理が中心でありますので、確定見込みによるものについては、政策的なものを除き、説明を省略いたします。

13ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、3目財務管理費、24節積立金、まちづくり基金積立金は、ふるさと納税の実績により減額するものであります。

14ページをお願いいたします。

5目財産管理費、14節工事請負費、カーポート新設工事は、カーポートの建設を中止したことによる減額であります。

15ページをお願いいたします。

7目企画費、01企画費、18節負担金補助及び交付金、広尾町結婚新生活支援補助金は、2件の実績があり、確定見込みにより減額するものであります。02移住促進事業費、18節負担金補助及び交付金、広尾町移住支援金は実績がありませんでしたので、減額をするものであります。05子ども農山漁村交流から始めるまち・ひとづくり事業費は、コロナ感染症対策により事業が行われなかったもので、減額するものであります。

16ページをお願いいたします。

06会計年度任用職員人件費は、地域おこし協力隊の採用がなかったもので、減額するものであります。

17ページをお願いいたします。

8目ふれあい活動費、05広報広聴費、10節需用費、印刷製本費は、広報のページ数の増加であります。

18ページをお願いいたします。

13目OA化推進費、12節委託料、外字同定作業委託料は、国の仕様書変更により、今年度実施困難なため、減額したものであります。

20ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、24節積立金、社会福祉振興基金積立金は、社会福祉振興基金寄附金を積み立てるものと、ふるさと納税分の減額を調整するものであります。

22ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目養護老人ホーム施設費、03一般職人件費では、3節職員手当等は、職員の介護業務の増加、研修等への参加に伴う時間外勤務手当の増加であります。

24ページをお願いいたします。

6目老人福祉費、01高齢者福祉事業費では、19節扶助費、老人福祉施設措置費は、町外の老人福祉施設への町民入所者の増加であります。

26ページをお願いいたします。

11目電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費、18節負担金補助及び交付金は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金は、支給対象世帯が1,100世帯から1,020世帯へ減少したものであります。

35ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、02一般職人件費では、3節職員手当等の時間勤務手当は、ヨーネ病検査や計画策定に伴う増加であります。03会計年度任用職員人件費は、地域おこし協力隊が2人採用の予定が1人となったため減額するものであります。

3目農業振興費、01農業振興費では、18節負担金補助及び交付金は、中山間地域等直接支払交付金は、草地対象面積が増えたことにより、追加するものであります。

36ページをお願いいたします。

2項林業費、1目林業総務費、02会計年度任用職員人件費は、地域おこし協力隊の3人採用予定が2人となったため、減額するものであります。

37ページをお願いいたします。

3項水産業費、2目水産業振興費、01水産業振興費では、18節負担金補助及び交付金で繰越明許費、北海道水産多面的機能発揮対策協議会負担金は、ウニ対策として、漁場環境把握のため追加するものであります。ウニ増殖対策事業補助金は、北海道の補助事業を活用するため減額するものであります。

38ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費、12節委託料で、シャッターアート下地処理委託料は、未執行のため減額するものであります。

39ページをお願いいたします。

2目観光費、01観光費の18節負担金補助及び交付金は、映画「北の流氷」製作委員会負担金の追加であります。財源は、企業版ふるさと納税寄附金であります。3目サンタランド費、01サンタランド事業費では、10節需用費の修繕料は、大丸山森林公園の給水ポンプを修繕するものであります。

41ページをお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、01道路橋りょう管理費、12節委託料は、除雪委託料の追加、02一般職人件費、3節職員手当等、03会計年度任用職員人件費、3節職員手当等は、除雪等への対応のため、追加するものであります。

43ページをお願いいたします。

3項港湾費、2目港湾管理費、12節委託料は、除雪委託料の追加であります。

50ページをお願いいたします。

11款公債費は財源内訳の補正で、12款の予備費は予算調整であります。

次に、戻りまして、歳入をお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

15款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金、3節児童福祉費補助金、多子世帯の保育料軽減支援事業補助金は、年度末に決定し整理したもので、歳出の3款2項2目保育所費に財源充当するものであります。

8ページをお願いいたします。

17款寄附金、1項寄附金は、各指定寄附金、ふるさと納税寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金の補正であります。2節企業版ふるさと納税寄附金については、日高3町との映画製作連携事業への寄附分であります。

9ページをお願いいたします。

18款繰入金、1項繰入金は、財政調整基金等において歳入歳出確定見込みの整理による各繰入金の整理であります。2項特別会計繰入金、1目港湾管理特別会計繰入金は、港湾管理特別会計からの繰入金の追加であります。4目国民健康保険事業勘定特別会計繰入金は、インフルエンザワクチン接種等の財源として充当するものであります。

11ページをお願いいたします。

21款の町債は、事業費確定見込みによる整理であります。

議案資料の14ページをお願いいたします。

令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業一覧表であります。

現時点での事業名と事業費、交付金充当額であります。

以上で、補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から各会計ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から各会計ごとに審議を行います。

申し上げます。本案10件については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

初めに、議案第35号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第12号）についてを審議します。

初めに、歳出に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎議員。

1、4番（前崎） 事項別明細書の15ページでありますけれども、18節負担金補助及び交付金の中で、広尾町生き生きプロジェクト交付金165万2,000円の減額となっておりますけれども、多分これは当初予算207万2,000円だと思います。ということは執行額が40万円程度で大幅な減額となっておりますけれども、その内容についてご説明をいただきたいと思います。

あと、22ページなのですが、民生費の2節の給料、この中で会計年度任用職員の報酬と給料、特に給料については926万4,000円の減額となっておりますけれども、今回の補正後ということは、3月1か月分なのでありますが、金額がちょっとそういった部分では多いのですが、この内容についてご説明いただきたいと思われ、たまたまこのほかでもそうなのですが、会計年度任用職員の人件費のうちで、会計年度任用職員報酬、それから会計年度任用職員給料と、同じ会計年度任用職員でも報酬と給料と2区分になっているのですよね。従前ですと、国の法律ができる前までは、いわゆる非正規職員については賃金ということで、例えばフルタイムであっても、パート職員であっても、いわゆる支出科目は賃金ということなのですが、今回、同じ会計年度任用職員で報酬と給料ということで分かれていますけれども、この内容について説明をいただきたいと思われ。

以上です。

1、議長（堀田） 及川企画課長。

1、企画課長（及川） それでは、広尾町生き生きプロジェクト交付金が大幅に減額になった内訳ですが、この生き生きプロジェクトの事業の中の大きな柱の一つにふるさとワーキングホリデー事業というのがあります。この事業、当初予算の段階では15人程度の参加を想定して、それぞれ滞在に係る経費を積み上げて予算化していたところなのですが、実績として、途中で体調不良で帰った方を除くと5名の参加にとどまっております。なので、15名予定していたところ5名の参加にとどまってということで、この滞在に係る各種経費がそれぞれ減額となり、このような大幅な減額となったところであります。

実際、何でそこまで減ってしまったかというところを分析したのですが、申込みとしては10名程度あったのですが、時期が重なっていたり、あと、受入れ事業所の都合などで4名ほどお断りしたということもありまして、当初の予定よりも少ない人数の参加ということにとどまったという理由であります。そのほかにもいろいろ事業がそれぞれ縮小になったということもあるのですが、主な理由としては、そんな内容となっております。

以上です。

1、議長（堀田） 金石特別養護老人ホーム所長。

1、特別養護老人ホーム所長（金石） 会計年度任用職員の給与についての減額の理由についてですが、会計年度任用職員の常勤については、人事異動がありまして正職員が増えたため、会計年度

が特養へ異動になっているので、その分の人件費の執行残となっております。

以上です。

1、議長（堀田） 山岸総務課長。

1、総務課長（山岸） 会計年度任用職員の報酬と職員給の違いでありますけれども、報酬の部分につきましては、短時間パートタイム雇用の方が報酬ということで区分をさせてもらっております。フルタイムの勤務の方、月額報酬の方を職員給という形で整理させてもらっております。

先ほど来から減額の幅が大きいということで、3月、1か月分で大きいのではないかというご質問がありました。今後、人件費の整理については、ある程度の予測がついた時点で整理をしていきたいと思っております。

以上であります。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、歳入に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎議員。

1、4番（前崎） 8ページと9ページの中で、17款寄附金のうちの3目ふるさと納税寄附金の関係であります。

5,615万9,000円の減額となっております。実は昨日の委員会報告でもありましたけれども、特に昨年はサケ、シシャモ、毛ガニ、こういったものが軒並み不漁となったということと、金額も倍程度の価格に値上げしたということで、大変そういった意味で、水産資源のいわゆる低迷によって、そういったふるさと納税にも影響あったかと思うのですけれども、ただ、この中で、日高東部のえりも町が8億円、浦河町が4億5,000万円、様似町が2億2,000万円となっております。同じ漁業の町、浦河町を除けば自治体規模もほぼ同程度ということでいきますと、特にこの日高3町が比較的伸びている部分と広尾町がそういった漁業の影響ということで、ある程度条件下が同じかと思うのですけれども、その点についてもう一度詳しくご説明いただきたいと思っております。

それともう一点、2節の企業版ふるさと納税寄附金の関係なのですけれども、昨年度、令和3年度、この製作委員会負担金という形で530万円、企業版ふるさと納税を活用した形で製作委員会のほうに納めていますけれども、今回2,100万円の収入を得ていますけれども、同額歳出で出ています。以前にも質問したことあるのですけれども、総体の映画製作経費としての費用といいますか、歳入を2億5,000万円程度見込んでいると。昨年の9月の段階では約1億4,000万円、歳入見込みといいますか、その後、現状でどのようになっているのか、それとこの製作委員会への負担金が何年度まで継続して実施をされるのか、その点の見込みについてご説明をいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） ふるさと納税の日高3町との比較の部分になるかと思えますけれども、えりも町、様似町、浦河町のふるさと納税につきましても、昨年度の状況を聞きますと、やはり2割程度落ちているということでお話は聞いております。状況としては、こちらと全く同じ状況で赤潮の影響を受けているというところでの話は聞いております。ただ、実績の数字がまだ上がってきておりませんので、実際幾らがどうだということではちょっとお示しできないのかもしれませんが、状況的にはこちらと変わらぬ状況で赤潮の影響を受けて寄附額は落ちているという話は聞いております。

あと、「北の流氷」の広尾町のこれまでの負担額の合計でいきますと、今回の補正予算で予算ベースでいきますと、今回の2,100万円を含めて3,219万8,000円を今年度支出する予定になっております。そのうち負担金として189万8,000円、これが5・3・1・1の1割の方でございます。出資金として330万円、こちらも5・3・1・1の割合で、そして企業版ふるさと納税で寄附をいただきました協賛金として受け取っていただく部分が2,700万円、合計で3,219万8,000円、こちらが広尾町の令和4年度実績ベースでの支出になっております。

ほかの町の状況でございますけれども、浦河町でございますけれども、令和4年の12月までに支出した額を調査してまいりました。1,929万8,000円でございます。様似町が519万8,000円、えりも町が2,864万8,000円となっております。それぞれ負担金、出資金、協賛金、ふるさと納税、企業版ふるさと納税を内容といたしまして、12月末までに支出した額を調べてまいりました。

以上であります。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長、期間は。

1、水産商工観光課長（室谷） 申し訳ありません。いつまで支出しなければいけないのかという期間につきましては、2億5,000万円のめどが立つまでになりますので、それまでは活動準備というところで資金集めの運動をしていかなければいけないのではないのかなと考えております。見込みは、今のところまだちょっと申し上げることはできません。申し訳ありません。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） この「北の流氷」映画に関わる広域連携映画製作委員会、このことに関しては平成29年度からスタートして、それぞれ映画脚本制作作業に係る部分として今まで200万円近く交付していきまして、そのほかに今言った負担金、企業のふるさと納税、これに伴って出していますけれども、もともとこの「北の流氷」映画の負担割合というのが、えりも町が5割で、浦河町は3割、広尾町と様似町がそれぞれ1割という形で出していますけれども、今の広尾町以外の3町の内容を

見ましたら、それぞれ広尾町よりも、浦河町、えりも町も含めて少ないような内容になっていますよね。ふるさと納税については、それぞれこれはその負担割合に直結するものではないにしても、広尾町が一般的な1割負担については、この部分については突出しているというか、そういう感じがするのですけれども、やっぱり負担割合に乗じて各町村もこの部分で頑張っていたかないと、中でも、さっき言ったえりも町は8億円、浦河町4億5,000万円という大きなふるさと納税を集めておりますので、広尾町も財政は決して豊かではありませんので、その辺はやっぱり4町でそういった負担割合も含めて、肩を並べるといいますか、そういった協議をしていかなければ住民の納税は得られないと思うのですけれども、その辺についてはどのように考えていますか。ご説明ください。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） ほかの町の負担金の部分につきましては、ほかの町村におきましては、まだ企業版ふるさと納税の寄附をいただいた分を12月までには支出しておりません。これから恐らく5,000万円ほど各町で出すようなお話も聞いておりますし、来年度早々には個人版ふるさと納税でいただいた寄附も準備委員会のほうに支出する予定で聞いております。ただ、その金額については、今ちょっと調査しておりませんし、これからになるかと思うのですけれども、お聞きいただければ今後の状況についてご説明していけるとと思いますので、今後またご質問していただければと思います。

よろしく申し上げます。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第36号 令和4年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第3号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第37号 令和4年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第38号 令和4年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第6号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第39号 令和4年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第6号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第40号 令和4年度広尾町介護保険特別会計補正予算(第6号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第41号 令和4年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算(第6号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第42号 令和4年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第43号 令和4年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算(第3号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第44号 令和4年度広尾町水道事業会計補正予算(第5号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第35号 令和4年度広尾町一般会計補正予算(第12号)についてから議案第44号 令和4年度広尾町水道事業会計補正予算(第5号)についてまでの10件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第44号までの10件を一括して討論、採決することに決しました。  
お諮りします。本案10件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案10件は討論を省略します。

これより議案第35号 令和4年度広尾町一般会計補正予算(第12号)についてから議案第44号 令和4年度広尾町水道事業会計補正予算(第5号)についてまでの10件を一括採決します。

お諮りします。本案10件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案10件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第13 議案第54号

1、議長(堀田) 日程第13、議案第54号 令和4年度広尾町一般会計補正予算(第13号)についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第54号 令和4年度広尾町一般会計補正予算(第13号)について提案説明申し上げます。

本案は、令和4年度広尾町一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによるものです。

第1条は、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものです。  
次のページの補正の歳出であります。

7款3項港湾費は、今年度実施した港湾施設詳細点検の際に港湾内に車両と思われる物体が沈んでいることが判明したため、引揚げの委託料を計上するものであります。

別紙議案資料に位置図を掲載しております。

12款予備費は、全体予算を調整するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

申し上げます。本案については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第54号 令和4年度広尾町一般会計補正予算(第13号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

午前10時43分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

◎日程第14 議案第45号～日程第22 議案第53号

1、議長(堀田) 日程第14、議案第45号 令和5年度広尾町一般会計予算についてから日程第22、議案第53号 令和5年度広尾町下水道事業会計予算についてまでの9件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第45号から議案第53号まで、一括して提案説明を申し上げます。

初めに、議案第45号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町一般会計予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、予算の総額をそれぞれ73億2,700万円と定めるものであります。

第2項は、予算の款項の区分と当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであります。

第2条は、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額を「第2表 債務負担行為」でお示しをするものであります。

第3条は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を「第3表 地方債」でお示しをするものであります。

第4条は、一時借入金でありまして、地方自治法の規定による一時借入金の借入最高額は、12億

円と定めたいとするものであります。

第5条は、歳出予算の流用の関係であります。

106ページの第2表の債務負担行為であります。

備荒資金組合譲渡事業償還金（財務会計システムサーバー機器）から備荒資金組合公用車譲渡事業償還金（送迎用車両）までの7件について、債務負担行為の期間、限度額をそれぞれ定めたいとするものであります。

次のページの第3表の地方債であります。

臨時財政対策債から過疎対策事業債までの3件について、起債の目的ごとにそれぞれ限度額、起債の方法、利率、償還の方法を第3表のとおり定めたいとするものでありまして、限度額の合計は3億8,920万円であります。

続きまして、議案第46号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町港湾管理特別会計予算は、次に定めるところによるものとしてあります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、予算の総額をそれぞれ1億210万円と定めるものであります。

第2項は、予算の款項の区分と当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとしてあります。

第2条は、歳出予算の流用の関係であります。

続きまして、議案第47号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計予算は、次に定めるところによるものとしてあります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、予算の総額をそれぞれ9億4,970万円と定めたいとするものであります。

第2項は、予算の款項の区分と当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとしてあります。

第2条は、歳出予算の流用の関係であります。

続きまして、議案第48号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによるものとしてあります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、予算の総額をそれぞれ6億9,820万円と定めたいとするものであります。

第2項は、予算の款項の区分と当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとしてあります。

第2条は、歳出予算の流用の関係であります。

続きまして、議案第49号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計予算は、次に定めるところによるものとしてあります。

のであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、予算の総額をそれぞれ2億4,400万円と定めたいとするものであります。

第2項は、予算の款項の区分と当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであるものであります。

第2条は、歳出予算の流用の関係であります。

続きまして、議案第50号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによるものであるものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、予算の総額をそれぞれ1億3,090万円と定めたいとするものであります。

第2項は、予算の款項の区分と当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであるものであります。

続きまして、議案第51号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町病院事業債管理特別会計予算は、次に定めるところによるものであるものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、予算の総額をそれぞれ6,883万円と定めたいとするものであります。

第2項は、予算の款項の区分と当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであるものであります。

第2条は、「第2表 地方債」でお示しをするものであります。

127ページの第2表の地方債であります。

病院事業債及び過疎対策事業債の2件について、起債の目的ごとにそれぞれ限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めたいとするものでありまして、限度額の合計は2,360万円であります。

次に、議案第52号についてであります。

第1条で、令和5年度広尾町水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものであるものであります。

第2条は、業務の予定量であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でありまして、収入、第1款上水道事業収益の予定額の総額を1億5,174万2,000円、第2款で簡易水道事業収益の予定額の総額を1億4,346万4,000円と定めたいとするものであります。

次のページの支出であります。

第1款上水道事業費用の予定額の総額を1億6,494万3,000円、第2款で簡易水道事業費用の予定額の総額を1億2,346万9,000円と定めたいとするものであります。

第4条の資本的収入及び支出であります。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めたいとするものでありまして、資本的収入額が

資本的支出額に対し不足する額1億2,267万2,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものとするものと定めるものであります。

初めに、収入であります。第2款簡易水道事業の資本的収入の予定額の総額を4,114万2,000円。

次に、支出であります。第1款上水道事業資本的支出の総額を8,884万4,000円、第2款簡易水道事業資本的支出の総額を7,497万円と定めたいとするものであります。

第5条は、企業債でありまして、簡易水道事業債及び辺地対策事業債の2件について、起債の目的ごとにそれぞれ限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めたいとするものでありまして、限度額の合計は2,990万円であります。

第6条は、一時借入金でありまして、限度額を1,000万円と定めたいとするものであります。

第7条は、支出の流用の関係であります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でありまして、職員給与費であります。

第9条は、他会計からの補助金でありまして、一般会計からの補助を受ける予定金額を3,885万円と定めたいとするものであります。

第10条は、棚卸資産の購入限度額でありまして、1,550万2,000円と定めたいとするものであります。

次に、議案第53号についてであります。

第1条で、令和5年度広尾町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものとなります。

第2条は、業務の予定量であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でありまして、まず収入、第1款公共下水道事業収益の予定額の総額を3億9,113万円、第2款で個別排水処理事業収益の予定額の総額を3,484万1,000円。次のページの支出であります。

第1款公共下水道事業費用の予定額の総額を3億1,797万5,000円、第2款で個別排水処理事業費用の予定額の総額を3,004万3,000円と定めたいとするものであります。

第4条の資本的収入及び支出であります。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めたいとするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,066万1,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補填すると定めたいとするものであります。

初めに、収入であります。

第1款公共下水道事業資本的収入の予定額の総額を1億1,533万1,000円、第2款個別排水処理事業資本的収入の総額を1,619万1,000円。

次に、支出であります。

第1款公共下水道事業資本的支出の総額を2億7,433万7,000円、第2款個別排水処理事業資本的支出の総額を2,784万6,000円と定めたいとするものであります。

第4条の2は、特例的収入及び支出であります。

公営企業会計移行以前の債権債務で当該事業年度に属する債権債務として整理する未収金を920万4,000円、未払い金を1,138万9,000円とするものであります。

第5条は、債務負担行為でありまして、広尾下水終末処理場修繕・改築事業のほか2件について、債務負担行為の期間、限度額をそれぞれ定めたいとするものであります。

第6条は、企業債でありまして、資本費平準化債から過疎対策事業債の4件について、起債の目的ごとにそれぞれ限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めたいとするものであります。

限度額の合計は6,560万円であります。

第7条は、一時借入金でありまして、限度額を1億円と定めたいとするものであります。

第8条は、支出の流用の関係であります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でありまして、職員給与費であります。

第10条は、他会計からの補助金でありまして、一般会計からの補助を受ける予定金額を2億1,731万7,000円と定めたいとするものであります。

第11条は、利益剰余金の処分でありまして、1億5,883万4,000円を第4条で定める資本的収支の補填とするものであります。

第12条は、棚卸資産の購入限度額でありまして、304万1,000円と定めたいとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

なお、予算説明資料のうち、一般会計及び特別会計につきましては副町長より、水道事業会計及び下水道事業会計につきましては担当課長より詳細の説明をさせていただきます。議決方よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田）次に、一般会計及び各特別会計予算の資料について説明を願います。

田中副町長。

1、副町長（田中） それでは、令和5年度の予算の概要を申し上げます。

予算説明資料をお願いいたします。

予算説明資料の1ページであります。

説明につきましては、薄く網かけをしております令和5年度の当初予算額と4年度の当初予算額との比較、増減率の列でご説明をいたします。

まず、一般会計であります。

73億2,700万円を計上、増減率で4.7%の減であります。

次に、特別会計であります。

港湾管理特別会計1億210万円の計上で、1.6%の減であります。主に公債費の減によるものであります。

簡易水道事業及び下水道事業特別会計は、地方公営企業法の適用をするため、企業会計へ移行いたします。

国民健康保険事業勘定特別会計は9億4,970万円の計上で、1%の減であります。主に保険給付費の減によるものであります。

介護保険特別会計6億9,820万円の計上で、1%の減であります。主に保険給付費の減によるものであります。

介護サービス事業特別会計2億4,400万円の計上で、12.7%の減。主に施設管理費の減によるものであります。

後期高齢者医療特別会計1億3,090万円の計上で、0.1%の減であります。

病院事業債管理特別会計6,883万円の計上で、19.6%の増であります。病院の医療機器整備費の増によるものであります。

特別会計合計では21億9,373万円、令和4年度当初予算との比較で19%の減となるものであります。

次に、企業会計であります。

水道事業会計4億5,222万6,000円、77%の増であります。簡易水道事業が水道事業会計に統合されたことにより増となっております。

下水道事業会計6億5,020万1,000円、特別会計からの移行により皆増となるものであります。

企業会計の合計は11億242万7,000円で、331.4%の増となるものであります。

全会計を合わせた予算の総額は106億2,315万7,000円で、0.3%の減となるものであります。

次に、2ページ、3ページをお願いいたします。

参考として、特別会計及び企業会計への繰出金の内容について記載をしております。

3ページの下段、特別会計の合計でありますけれども、3億3,828万5,000円の計上で、前年度比で2億1,905万円、率で39.3%の減であります。

企業会計の水道事業については2,601万9,000円、簡易水道事業が水道事業会計に統合されたことにより、皆増となるものであります。

下水道事業会計は2億1,731万7,000円で、特別会計からの移行により皆増となるものであります。

企業会計の合計は2億4,333万6,000円であります。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

一般会計の歳入歳出予算の状況であります。

説明につきましては、左側の網かけで表示をしております5年度の当初予算（A）欄と4年度の当初予算との比較（D）欄あるいは決算見込額との比較（E）欄の伸び率を中心にご説明いたします。

まず、歳入の状況であります。

1款の町税は8億9,951万1,000円、0.9%の増を見込んでおります。主な要因は、固定資産税、都市計画税の増であります。

2款の地方譲与税につきましては1億6,223万2,000円で、5.2%の増を見込んでおります。特別とん譲与税及び森林環境譲与税の増によるものであります。

6款法人事業税交付金については900万円の計上。

7 款地方消費税交付金については1 億6,300 万円で、前年同額を見込んでおります。

71 ページに地方消費税交付金の社会保障財源化分を掲載しております。後ほどお目通しをいただきたいと思ひます。

4 ページの8 款環境性能割交付金、9 款地方特例交付金につきましては、前年同額を見込んでおります。

10 款の地方交付税であります。36 億3,000 万円で、当初予算との比較で3.4%の増、決算見込額との比較で2.7%の減であります。臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税につきましては、5 ページの下段の表に整理をしております。普通交付税、特別交付税、臨時財政対策債、これらの合計が地方交付税の総額となるものであります。36 億5,500 万円で、4 年度当初予算額と比較して0.4%の増、普通交付税決定後との比較では3.2%の減を見込んでおります。内容的には、特別交付税は前年同額を、臨時財政対策債は決算見込額との比較で42.9%の減を見込んでおります。

4 ページの11 款交通安全対策特別交付金は前年同額。

12 款分担金及び負担金は2 億2,383 万1,000 円、7.7%の減であります。

13 款使用料及び手数料は1 億9,113 万円で、0.8%の減であります。公営住宅使用料で減となっております。

14 款国庫支出金は2 億9,623 万円で、4%の減となっております。主な要因として、昨年実施しました橋りょう長寿命化事業、トンネル・シェッド長寿命化事業などの減によるものであります。

15 款道支出金は2 億5,602 万1,000 円、25.1%の減であります。大丸山林道の整備事業補助金、広尾漁協の地域づくり交付金の減であります。

16 款財産収入は3,239 万7,000 円、30.2%の増を見込んでおります。立木売払収入の増を見込んでおります。

17 款寄附金は2 億400 万5,000 円、ふるさと納税寄附金等を見込んでおります。

18 款繰入金であります。5 億103 万3,000 円で、28.2%の減を見込んでおります。減債基金から公債費の港湾借換債満期一括償還等の財源として、1 億円の繰入額を計上しております。また、ふるさと納税寄附金を活用し、まちづくり基金、社会福祉振興基金、教育振興基金から繰入れを行っているほか、財源不足分として財政調整基金から1 億3,700 万円の繰入れを行っております。4 年度当初予算との比較では1 億9,650 万8,000 円の減を見込んでおります。

70 ページをお願いいたします。

5 年度の基金の見込みに関する調書であります。

下から6 行目、太枠で囲まれている積立金合計欄の一番右であります、年度末の基金残高の見込みであります。

一般会計では28 億2,252 万5,000 円、下段の欄外になりますけれども、基金全体では31 億2,871 万2,000 円となる見込みであります。

また、72 ページ、73 ページには、前年度までに基金に積立てをしたふるさと納税寄附金の活用状況をお示ししております。後ほどご覧いただければと思ひます。

恐れ入ります。4 ページに戻っていただきまして、20 款諸収入であります。諸収入は3 億281 万円

を見込んでおります。

21款町債は3億8,920万円、38.9%の減であります。投資的事業関係につきましてもは2億5,130万円、36.9%の減を見込んでおります。

74ページから76ページには、町債の発行額、地方交付税の措置状況などについてお示しをしておりますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

続きまして、5ページの歳出であります。

歳出につきましては、4年度の当初予算との比較で説明をさせていただきます。

1款議会費は8,040万2,000円、4.6%の減であります。議員報酬等の減であります。

2款総務費については7億1,560万円で、2.6%の減であります。人件費の減、庁舎コミセンのLED化工事の終了による減などによるものであります。

3款民生費は16億2,961万1,000円で、0.8%の増であります。社会福祉協議会補助金、の一まひろお補助金、高齢者外出支援の交通費助成等の創設による増であります。

4款衛生費は8億5,525万8,000円で、2.2%の減であります。新型コロナウイルスワクチンの接種関連予算の減、国保病院運営交付金の減などによるものであります。

5款農林水産業費は4億7,509万3,000円で、14.6%の減であります。林道大丸山線改良工事の終了、町有林整備事業の減、農林人材育成支援センター改修工事の減、広尾漁協のICTクラウド化導入事業の終了などによるものであります。

6款商工費は4億3,131万4,000円で、5.5%の増であります。ふるさと納税事業費の増によるものであります。

7款土木費は11億1,547万5,000円で、7.5%の増であります。橋りょう補修工事、公園整備事業費、公営住宅改良工事などの増によるものであります。

8款消防費は2億9,767万3,000円で、29.3%の減であります。消防車更新事業の終了による負担金の減、耐震性貯水槽更新工事の終了、消防庁舎のLED化工事の終了などによるものであります。

9款教育費は5億9,172万8,000円で、3.8%の減であります。旧野塚小プール解体工事の終了、小中学校のLED化工事の終了、町民プール改修工事の終了などによるものであります。

11款公債費は11億2,284万4,000円でありまして、港湾事業借換債満期一括償還分は平成5年度債の1億1,940万円を含んでおります。

12款予備費を含めまして、歳出合計で73億2,700万円の計上であります。

続きまして、6ページ、7ページをお願いいたします。

一般会計の歳出の性質別の状況であります。縦に目的別、横に性質別に整理をした表であります。後ほどお目通しをいただければと思っております。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

給与費の目的別の一覧表であります。この表は、一般会計の議員、特別職、各種委員報酬、職員、会計年度任用職員に係る人件費を目的別経費で区分したものであります。

9ページの右側のところでありまして、合計(A)欄であります。人件費の合計は13億8,294万3,000円の計上となるものであります。4年度の当初予算と比較しまして、伸び率が1.4%の増と

なっております。

続きまして、10ページから一般会計の事業費等の調べであります。

これにつきましては、新規事業、臨時的事業を中心にご説明いたします。新規事業、臨時的事業につきましては、事業名の横に米印を付しております。

10ページから14ページにつきましては、議会費、総務費の関係であります。議会費につきましては、議員研修費や議会広報発行など、継続事業の計上であります。総務費につきましては、職員研修や総合健診のほか、結婚新生活支援補助金、奨学金返還支援助成金、生き生きプロジェクト交付金、移住支援金、生活交通路線の維持経費など、継続事業を計上しているほか、13ページになります。13ページの34番、個人住民税の基幹システムの改修委託については、特別徴収税額通知の電子化及び令和6年度から森林環境税課税開始に向けたシステム改修を行うものであります。

38番、39番の戸籍の関係につきましては、戸籍に読み仮名がつくことによるシステムの改修費の計上であります。

14ページからは、民生費の関係であります。

緊急通報委託事業、コミュニティーソーシャルワーカー配置事業、出産祝い金など、高齢者、障がい者、児童に係る継続的な福祉施策のほか、国保会計、介護保険会計、介護サービス特別会計、後期高齢者医療会計などの繰出金を計上しているほか、15ページになりますが、9番、特定非営利活動法人の一まひろお補助金は、職員の処遇改善に対する補助金であります。

13番、医療技術者等修学資金貸付事業は、保健師、看護師、保育士などの資格取得に必要な修学資金を無利子で貸付けし、資格取得後、広尾町内で一定の期間勤務した場合は返済を免除するもので、医療技術者等の確保を目的とする事業であります。

18番、高齢者外出支援交通費助成事業は、75歳以上の高齢者の外出支援のため、タクシーやバスで使用できる助成券を交付する事業であります。

17ページ、40番、身障ひとり親医療特別対策費は、乳幼児及び児童医療費助成事業の対象を高校生まで拡大することに伴う事業費であります。

19ページをお願いいたします。

61番、出産・子育て応援給付金は、国の少子化対策事業でありまして、妊娠届出時と出生届出時にそれぞれ5万円を給付するものであります。

20ページから22ページまで衛生費の関係であります。

保健衛生に係る経常的及び継続的事業をはじめ、風疹検査事業、産後ケア事業、不妊治療、不育症治療費等助成費のほか、十勝圏複合事務組合、南十勝複合事務組合、水道事業会計、病院事業管理特別会計、病院事業運営交付金・貸付金などを計上しているほか、20ページの9番であります。火葬場の火葬炉霊台車の更新委託料及び11番の火葬炉の設備補修工事につきましては、葬斎場の設備の更新であります。

23ページから26ページ、農林水産業の関係であります。

23ページ、農業費につきましては、農業振興に係る継続的事業費のほか、4番、航空レーザー測量業務委託料は、航空レーザーによる農用地区の町内の航空写真の更新をするものであります。

24ページから25ページまで林業費であります。

有害鳥獣の駆除や町有林の整備事業など、林業振興に係る継続的事業費のほか、森林環境譲与税を活用した事業として、19番のウッドイルミネーション事業から24番の緑の担い手対策事業費まで合計2,154万3,000円を計上しております。

25ページ、26番から26ページまで水産業費であります。

各漁業振興補助金、増養殖事業等など継続事業を計上しております。

なお、30番、それから26ページになりますが、39番、40番、41番の事業につきましては、赤潮影響対策事業でありまして、合計985万5,000円を計上しているものであります。

同じく、26ページの43番、美幌地区海産干場ののり面保護工事は、崩壊しているのり面の保護工事であります。

45番、魚類飼育試験施設の海水配管工事の関係につきましては、崩壊した海水の配管の復旧工事で、令和4年度からの継続事業で行うものであります。

27ページから29ページまで商工費の関係であります。

商工振興事業補助金をはじめ、中小企業対策、労働対策、観光振興、各種祭り開催経費、サンタランド事業費など、経常的及び継続的な事業を計上しているほか、ふるさと納税推進事業に要する費用を計上しております。

29ページをお願いいたします。

1番から33番まで土木費であります。

道路工事及び橋りょう補修工事関係の位置図につきましては、43ページ、44ページに掲載をしております。

29ページの4番が道路工事の設計、8番と30ページの9番が道路舗装改良工事であります。合計4,426万9,000円を計上しております。

10番、11番は道路補修工事で、1,155万4,000円の計上であります。

13番、14番は橋りょう補修工事の設計工事でありまして、合計2,630万6,000円の計上であります。

次に、15番から31ページの27番まで港湾費であります。

30ページの15番、十勝港物流調査委託料は、本州との定期航路開設を目指し貨物の物流調査等を行う事業で、3年目の事業であります。

18番の港湾直轄事業負担金につきましては、施工位置図は45ページであります。

26番の防げん材改修工事の施工位置図は、46ページであります。

28番、29番は、都市計画費であります。

29番、公園整備事業は新たな公園整備事業費で、用地確定測量、実施設計、用地買収等の計上であります。

次に、30番から32ページ、33番まで住宅費であります。工事の位置図は、47ページから52ページに掲載をしております。

31番、栄町団地ほか3か所の屋根等の改修費の計上であります。

32番、錦町団地の解体工事費の計上であります。

次に、消防費の関係であります。

1番、常備消防費は、とちぎ広域消防事務組合負担金の計上でありまして、災害対応特殊救急自動車の購入費4,569万7,000円が含まれております。

2番、非常備消防費では、団員報酬等のほか、消防団員の防火服の更新事業1,601万9,000円を計上しております。

3番、消防施設費では、耐震性貯水槽の撤去工事の設計に係る費用を計上しております。位置図は53ページであります。

次に、33ページから39ページまで教育費であります。

1番、2番は教科指導助手及び教員指導員の配置事業、3番は外国語指導業務の委託料を計上しているほか、34ページであります。

34ページ、18番から20番まで広尾高校生の生徒に対する助成事業を継続計上しております。

23番、旧広尾小学校銅像石碑移設工事は、旧広尾小学校敷地にある銅像及び石碑を広尾小学校敷地へ移設する工事であります。

35ページの25番、26番は、豊似小学校体育館の設備の改修工事であります。

27番は、広尾小学校の保健室にエアコンを設置する工事であります。

36ページから社会教育費であります。

41番の中高生の海外派遣事業に係る経費の計上のほか、37ページであります。

37ページの48番、児童福祉会館の改修工事は、狭隘となっている読書スペースの確保のために調理室を童話ルームに改修する工事であります。平面図につきましては、54ページに掲載をしております。

次に、56ページをお願いいたします。

特別会計の歳入及び歳出の性質別の内訳書であります。

58ページからは、特別会計の事業費調べであります。内容については、記載のとおりであります。工事の位置図については、60ページであります。

最後になりますけれども、資料の22ページまでお戻りをいただきたいと思っております。

資料の22ページ、衛生費の35番の国民健康保険病院の運営交付金について説明をさせていただきます。別冊でお配りをしております地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の予算実施計画書をご用意いただければと思います。

1ページでございます。

令和5年度の収益収入の合計であります。10億5,260万8,000円で、前年当初比1,298万1,000円の減であります。医業収益の入院収益につきましては3億7,020万4,000円、外来収益2億5,545万3,000円を見込んでおります。

次に、2ページをお願いいたします。

収益支出であります。

医師、看護師、医療技術者、事務職員等の人件費をはじめ、医薬材料費、維持管理経費など、収益支出の合計は10億5,120万7,000円であります。

次に、3ページの資本収支の関係であります。

資本収入が6,236万円、資本支出につきましては、移行前の地方債償還金及び医療機器の購入費など、6,376万1,000円を予定しております。不足する額140万1,000円は、収益的収入から補填をされます。これらの経費に充てるため、法律の規定に基づきまして、運営交付金3億4,425万2,000円を計上しているものであります。

以上、一般会計及び特別会計予算資料の事業内容について説明させていただきました。企業会計、水道事業及び下水道事業会計につきましては、担当課長より説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 次に、水道事業会計及び下水道事業会計予算について説明をお願いします。  
寺井建設水道課長。

1、建設水道課長（寺井） それでは、予算説明資料の61ページをお願いいたします。

水道事業会計歳入及び歳出性質別内訳書です。

表の左側、収益的収入につきましては、給水収益から長期前受金戻入まで、合わせまして2億9,520万6,000円を計上いたしました。

次に、資本的収入につきましては、企業債と一般会計繰入金を合わせまして4,114万2,000円を計上いたしました。

次に、表の右側です。収益的支出につきましては、人件費から予備費まで、合わせまして2億8,841万2,000円を計上いたしました。

次に、資本的支出につきましては、企業債償還金から計装設備費まで、合わせまして1億6,381万4,000円を計上いたしました。

続きまして、62ページ、63ページをお願いいたします。

事業等調べです。

事業番号7番、水道料金システム改修委託料につきましては、インボイス対応の料金システムの改修を行うものです。

続きまして、事業番号12番、給水管切替え工事につきましては、配水管の改良工事に伴いまして、丸山通北2丁目と3丁目ほか2件の切替え工事を行うものです。

次に、事業番号16番、配水管改良工事につきましては、丸山通南6丁目ほか3件の老朽化をした配水管の改良を行うものです。

次に、事業番号18番、簡易水道減圧弁更新工事から事業番号20番、音調津着水流量計更新工事につきましては、老朽化による更新工事を行うものです。

次に、66ページをお願いいたします。

下水道事業会計歳入及び歳出性質別内訳書です。

表の左側、収益的収入につきましては、使用料から長期前受金戻入まで、合わせまして4億2,597万1,000円を計上いたしました。

次に、資本的収入につきましては、国庫補助金から企業債まで、合わせまして1億3,152万2,000円を計上いたしました。

次に、表の右側です。収益的支出につきましては、人件費から予備費まで、合わせまして3億4,801万8,000円を計上いたしました。

次に、資本的支出につきましては、企業債償還金と施設整備費を合わせまして3億218万3,000円を計上いたしました。

続きまして、67ページをお願いいたします。

事業等調べになります。

事業番号4番、処理場耐震診断委託料につきましては、管理棟と水処理棟の耐震診断を行うものです。

次に、事業番号7番、排水路のり面補修工事につきましては、既設排水路ののり面の補修工事を行うものです。

説明は、以上でございます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案9件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案9件は、予算審査特別委員会に付託の上、審査をすることに決しました。

ここで、委員会の委員長、副委員長を互選するため、予算審査特別委員会の開催を願います。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります星加廣保議員に臨時委員長をお願いいたします。

本会議を休憩します。

午前11時46分 休憩

午前11時52分 再開

本会議を再開します。

諸般の報告をします。

先ほど設置されました予算審査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので、報告します。

委員長には小田雅二議員、副委員長には旗手恵子議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎散会の宣告

- 1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。  
明日4日から6日までは休会とし、7日は午前10時から本会議を開きます。  
なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。  
本日は、これにて散会します。

散会 午前11時53分